

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 3 月 5 日号をお送りします。

===== Index =====

▼ 法令情報

>>> 基本控除・扶養控除の引き上げに関する改正案

>>> 事業登録手数料の減免対象の拡大

----------*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*
==*-----*-----*

■—法令情報—————■

【税務】基本控除・扶養控除の引き上げに関する改正案

=====◆◇◆◇◆

財務省は国会に対し基本控除・扶養控除の引き上げについて提案している。
具体的に改正案では基本控除・扶養控除は次の通り引き上げられるとされている。

- ・基本控除：現行の 9,000,000VND／月から 11,000,000VND／月に引き上げ
- ・扶養控除：現行の 3,600,000VND／月から 4,400,000VND／月に引き上げ

財務省は、本改正規定の適用開始を 2020 年度として提案している。
改正議決が決議され次第、共有させていただく。

参照
基本控除・扶養控除の引き上げに関する改正議決案

■—法令情報—————■

【税務】事業登録手数料の減免対象の拡大

=====
=====◆◇◆◇◆
=====
2020年2月20日、政府は事業登録手数料にかかる政令 Decree No. 139/2016/ND-CP の修正
補足となる政令 Decree No. 22/2020/ND-CP を発行し、下記のとおり事業登録手数料の
減免対象を拡大した。

1.新規設立企業の初年度または暦年内（1月1日～12月31日）で新規で事業を開始した
自営業者等は、事業登録手数料の免除対象になる。具体的には次のとおりである。

■新規設立企業（企業登録番号・税コードが発行された新規企業）

■新規で事業を開始した自営業、個人、団体

■事業登録手数料の免除適用期間中新規設立企業・新規自営業等が支店・駐在事務所・
営業所を開設する場合には、当該支店・駐在事務所・営業所も事業登録手数料の免除対象にな
る。

ただし、この支店等の免除適用期間は、本社の免除期間満了までとされる。

2.自営業者が、事業形態の変換により設立された中小企業及びその支店・駐在事務所・
営業所については、企業登録証明書の取得日から3年間、事業登録手数料が免除される。

3.公立の幼稚園・小学校・中学校・高校も、事業登録手数料の免除対象に追加された。

本政令は2020年2月25日より発効となっている。

参照

政府発行の2020年2月20日付政令 Decree No. 22/2020/ND-CP

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を1月31日に発売いたしました。

http://www.i-global.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売にな
りました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業への
ロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。
(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
